

Q&A ~よくある質問~

○補助事業者について

- ・県外の事業者ですが申請できますか。

広島県産材を使って製品を開発するのであれば、県内・県外を問いません。

ただし、開発後の生産についても広島県産材を使用してください。

○補助対象経費について

- ・新しく機械を導入し、開発に使用したのち、製品の生産にも使用しようと考えていますが、対象となりますか。

開発が終了したあとの生産にも使えるものは「生産に係る経費」に該当するため補助の対象にはなりません。

- ・販路開拓費としてパンフレットやホームページ等製作費の記載があります。既存のパンフレットやホームページに、今回

開発をする製品を追加したいのですが、その印刷費や更新料は対象になりますか。

新しく加筆・変更をした部分のみが対象となります。

- ・展示会に出展する場合、開発した製品以外も展示する予定です。

この場合、出展にかかる経費の全額が対象となりますか。

出展する製品の全体の数量のうち、今回開発した製品の量の割合に応じての対象となります。

ただし、様々なケースを考えられますので、詳細は個別にご相談ください。

○補助金の活用について

- ・補助金の活用はいつからできますか。

本交付決定前にした物品の購入、契約の締結などは補助の対象外となりますので、必ず交付決定後に行ってください。

- ・開発費用が先に必要です。概算払いはできますか。

本補助金は、事業終了後、実績報告書の内容を確認し、完了検査を実施した上で支払うため、原則として概算払いはできません。したがって、補助金相当分の資金を確保する必要があります。

そのほかについては、お問合せください。